

自然環境保全地域における規制内容等について

自然環境保全地域内の海域特別地区では許可制により、普通地区では届出制により一定の行為が規制されている。

1. 海域特別地区の規制内容

海域特別地区では、以下の行為には環境大臣の許可が必要である（法 27 条 3 項）。

海域特別地区内で許可が必要な行為

- i) 工作物の新築・改築・増築
- ii) 海底の形質変更
- iii) 鉱物の掘採・土石の採取
- iv) 海面の埋め立て・干拓
- v) 指定区域内における指定動植物（農林水産大臣の同意が必要¹）の捕獲・殺傷、採取・損傷
- vi) 物の係留
- vii) 指定区域及び指定期間内の動力船の使用²
- viii) その他海域特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの（現時点では特に定められていない）

注：理解のために要約を示したものであって、正確な内容は法令を参照されたい。

これにあたり省令で定められた許可基準に適合していない行為は許可されない（法 27 条 5 項、施行規則 23 条）。

許可基準の例（以下に適合すれば許可されうる）

- 上記 i) の「工作物の新築」については、仮設の工作物、海底下に設ける工作物、その他航路標識、電線路、教育・試験研究のための施設など（施行規則 23 条 1 号）
- 上記 ii) の「海底の形質変更」や上記 iii) の「鉱物の掘採・土石の採取」については、船舶の交通の安全の確保や教育・試験研究などのためのもので、自然環境の保全に支障をおよぼすおそれが少ないもの（施行規則 23 条 4 号、5 号）
- 上記 v) の「指定区域内における指定動植物の捕獲・殺傷、採取・損傷」については、教育・試験研究のためのものであり、自然環境の保全に支障をおよぼすおそれが少ないもの（施行規則 23 条 7 号）

注：理解のために要約を示したものであって、正確な内容は法令を参照されたい。

ただし、漁業を行うために必要な行為などについては、法律や省令において規制の適用が除外され許可が不要とされている（法 27 条 3 項、施行規則 25 条）。

¹ 水産業の対象となるものが含まれる場合がありうるため（環境庁編 1974）

² 環境大臣が指定する区域・期間。

不要許可行為の例（以下の行為は許可がなくてもできる）

- 上記 i)～iii)や上記 vi)～vii)に掲げた行為で、漁具の設置その他漁業を行うために必要な行為（法 27 条 3 項但書）
- 上記 v)の「指定区域内における指定動植物の捕獲・殺傷、採取・損傷」で、国等の水産関係試験研究機関が試験研究のために行うもの（ただし事前の通知は必要）（施行規則 25 条 6 号）
- 上記 v)の「指定区域内における指定動植物の捕獲・殺傷、採取・損傷」で、大学の農水産系・理工系学部や研究所等における教育・学術研究として行うもの（ただし事前の届出は必要）（施行規則 25 条 7 号）
- 上記 vii)の「指定区域及び指定期間内の動力船の使用」で、外国船舶が海洋法条約 19 条の無害通航である航行として行うもの（施行規則 25 条 22 号）

注：理解のために要約を示したものであって、正確な内容は法令を参照されたい。

2. 普通地区の規制内容

普通地区では、以下の行為については環境大臣への届出が必要であり、環境大臣は、届出に係る行為に対して、必要があると認めるときは禁止・制限等を行える（法 28 条）。

普通地区内で届出が必要な行為

- i) 環境省令で定める基準を超える規模の建築物その他の工作物の新築・改築・増築
- ii) 宅地の造成・土地の開墾・その他土地（海底を含む）の形質変更
- iii) 鉱物の掘採・土石の採取
- iv) 水面の埋め立て・干拓
- v) 特別地区内の河川・湖沼等の水位・水量に増減を及ぼすこと³

注：理解のために要約を示したものであって、正確な内容は法令を参照されたい。

ただし、漁業を行うために必要な行為などについては、法律や省令において規制の適用が除外され許可が不要とされている（法 28 条 1 項、施行規則 29 条）。

不要届出行為の例（以下の行為は届出しないでもできる）

- 上記 i)～iii)に掲げた行為で、海域内で漁具の設置その他漁業を行うために必要な行為（法 28 条 1 項但書）
- 上記 ii)の「土地（海底）の形質変更」や上記 iii)の「鉱物の掘採・土石の採取」について、教育・試験研究などのためのものや露天掘りでないものなどであって、自然環境の保全に支障をおよぼすおそれが少ないもの。（施行規則 29 条 2 号、3 号）
- 上記 ii)の「土地（海底）の形質変更」や上記 iii)の「鉱物の掘採・土石の採取」について、海底における面積が 100m²を超えず、かつ高さが 2m を超える法を生ずる切土・盛土を伴わないもの（施行規則 29 条 2 号、3 号）。

注：理解のために要約を示したものであって、正確な内容は法令を参照されたい。

³ 当該行為は、通常、海域では観念されない。

3. 報告及び検査等

- 環境大臣は、海域特別地区における許可を受けた者や普通地区の届出に係る行為に関して制限等を受けた者に対して、行為の実施状況等について報告を求められる(法 29 条)。
- また、その職員に、自然環境保全地域の区域内の土地・建物に立ち入って行為の実施状況の検査や自然環境に及ぼす影響の調査を行わせられる(法 29 条)。

4. 罰則

- 海域特別地区において環境大臣の許可を得ないで上述 1. の行為をおこなったなどの場合、6 月以下の懲役または 50 万円以下の罰金が定められている(法 54 条)。
- 普通地区において環境大臣への届出をしないで上述 2. の行為をおこなったなどの場合に 30 万円以下の罰金が(法 56 条)、届出に対する禁止・制限等に違反した場合には 50 万円以下の罰金が定められている(法 55 条)。